国立大学法人電気通信大学非常勤職員給与規程

平成16年 4月 1日 改正 平成18年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成21年 7月21日 平成21年10月20日 平成22年 3月19日 平成23年 3月29日 平成23年 3月29日 平成29年 3月22日 平成29年 3月22日 平成30年12月27日 令和 2年 2月19日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤職員就業規則」という。)第26条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)に勤務する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の本給の決定に必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤職員の本給の決定)

第2条 非常勤職員の勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)の決定は、第2項から第5項までに規定する場合を除き、その者を常時勤務する職員として採用した場合に受けることとなる本給月額及び地域手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

((本給月額+地域手当) ×12) /52×38.75

ただし、教務補佐員(本学在学者に限る)、事務補佐員及び技術支援員については、 原則として別表に定める名称および資格に応じた時間給とする。

2 非常勤教員については、その者を常時勤務する講師として採用した場合に受けること となる本給月額及び地域手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の 額をもって時間給とする。

((本給月額+地域手当) × 1 2) / 5 2 × 1 0

3 学校医については、その者を常時勤務する講師として採用した場合に受けることとなる本給月額及び地域手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

((本給月額+地域手当) ×12) /52×30

なお、採用困難等のため特に必要がある場合の本給月額は、「国立大学法人電気通信 大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則」第14条中「18月」とあるのを「1 2月」と読み替えて同条の規定の例によることができるものとし、准教授又は教授相当 格付できるものとする。

また、上記算式中の「12」に年間の期末手当及び勤勉手当の支給割合を加えることができるものとする。(これにより算出した額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

4 研究員並びに知的財産マネージャー、産学連携コーディネーター及びアカデミックアドバイザーである非常勤教員については、その者を常時勤務する職員として採用した場合に受けることとなる本給月額及び地域手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

((本給月額+地域手当) ×12) /52×38.75

ただし、学長が特に必要を認めた場合の当該職員の時間給の基礎となる本給月額は、常時勤務する助教に採用したものとして、次表の初任給基準表の初任給欄に定められている号給(経験年数を有する者にあっては、当該号給の号数に、その者の経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給)の範囲内の本給月額とすることができる。

初任給基準表

学 歴	初 任 給
博士課程修了	教育研究職本給表2級37~65号給
(大学6卒後の課程に限る。)	
博士課程修了	教育研究職本給表2級31~59号給
修士課程修了	教育研究職本給表2級13~41号給
大学6卒	
大学卒	教育研究職本給表2級1~29号給

- 5 リサーチ・アシスタント、ティーチングアシスタント及びスチューデント・アシスタントについては学長が別に定める。
- 6 非常勤職員就業規則第26条第2項の規定により、月給制とされた非常勤職員の本給は、その者を常時勤務する職員として採用した場合に受けることとなる本給月額及び地域手当の額を基礎として、その者の1週間の所定勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額の範囲内の額とする。
- 7 非常勤職員の本給は、雇用契約の期間中は原則として改定しない。
- 8 第1項から第4項まで及び第6項に規定する本給月額は、当該年度中(年度の初日を除く。)における常時勤務する職員に適用される本給月額の改定にかかわらず、改定前の本給月額とする。

(雑則)

- 第3条 非常勤職員の本給の決定に関して、この規程に定めのない事項については、「国立大学法人電気通信大学職員給与規程」の定めを準用する。
- 2 細則により、別に定める場合は第2条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

ISH 目II

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附目

この規程は、平成21年10月20日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(特例期間における給与減額措置について)

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間、第2条第6項の規定により 決定された本給について、常時勤務する職員の例に準じた減額を行う。

(給与減額措置の適用除外)

3 常時勤務する職員と比較して相当程度低い給与水準に決定された職員及び学長が減額 の必要がないと特に認める職員については前項に規定する減額を行わないことができる ものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から在職する契約職員が在職する間、改正前のこの規程第2 条第6項の規定はなお効力を有する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	資 格		時間給
	一般職相当		一般職本給表 (一)
			1級25号給相当
		学域在学者	一般職本給表 (一)
事務補佐員、			1級13号給相当
技術支援員	本学	博士前期課程在学者	一般職本給表 (一)
	在学者		1級21号給相当
		博士後期課程在学者	一般職本給表 (一)
			1級25号給相当
		学域在学者	教育研究職本給表
			1級5号給相当
教務補佐員	本学	博士前期課程在学者	教育研究職本給表
	在学者		1級17号給相当
		博士後期課程在学者	教育研究職本給表
			1級33号給相当